

## はじめに

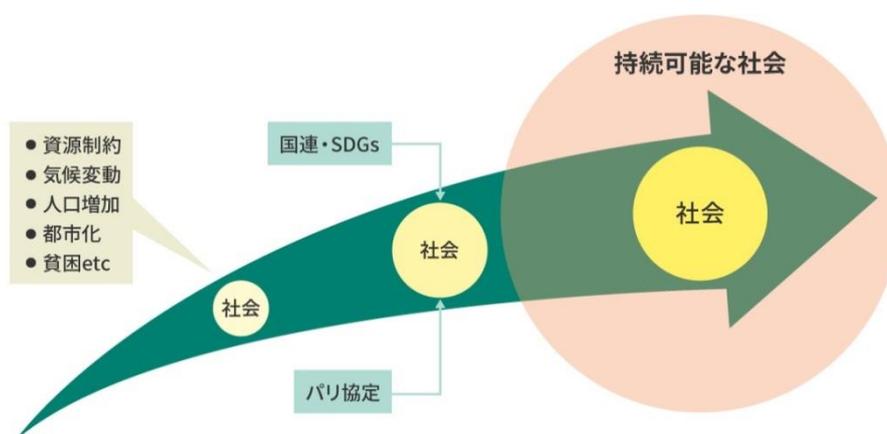
- ✓ この解説書は環境報告ガイドライン 2018 年版に準拠して環境報告を行う事業者向けに作られています。環境報告を利用するステークホルダーが、事業者の作成した環境報告をより深く理解するために、その作成プロセスを参照する場合にも利用することができます。
- ✓ 環境報告ガイドライン 2018 年版は、報告事業者のプロフィールや経営・組織体制等、CSR 報告、サステナビリティ報告、ESG 報告、統合報告といった他の非財務報告にも共通する基礎情報の報告指針も提供しています。そのために、この解説書の相当部分は、環境報告だけに留まらず、一般的な非財務報告の実施手順・報告内容等に関する基本的な説明に当てられています。
- ✓ 環境報告ガイドライン 2018 年版はガイドライン本体と解説書から構成されています。コンパクトで見やすいガイドラインとするために、ガイドライン本体では、すでに一般に理解が進んでいると考えられる環境報告の基礎知識を解説せず、難解な専門用語の考え方や環境負荷の算定方法等の技術情報についても必要最低限の説明になっています。これを補うのが本解説書の役割です。
- ✓ 解説書では、環境報告の一般的な作成プロセスに従って、環境報告を基礎知識から解説し、作成手順、書き方、記載事例、難解な記載事項等についての解説を提供しています。そのため、特にガイドライン本体を参照しなくても、解説書だけで環境報告を作成することが可能です。このような構成になっている理由は、ガイドライン本体が、環境報告に習熟した事業者向けに、余計な説明を省いて、環境報告に必要な作成プロセスだけを解説する設計になっているからです。環境報告の経験が豊富でない事業者やこれから環境報告を始めようとする事業者には、ガイドライン本体と併せて、この解説書も活用されるようにお願いします。
- ✓ 難解な記載事項等についての解説は、解説書に従って環境報告を行う際に、難解な記載事項等を基礎から学ぶ上で有益な資料となるように編集されており、環境報告を利用するステークホルダーや環境報告に習熟した事業者にとっても、難解な記載事項等についての最新知識をあらためて確認するための情報ソースとして役立ちます。
- ✓ この解説書は一種の事例集です。この内容・手順通りでなければ、必ずしも環境報告ガイドライン 2018 年度版に準拠した環境報告が作成できないわけではありません。環境報告ガイドライン 2018 年版で指定した記載事項等が適正に開示されるのであれば、事業者が、自らの経験等を踏まえて、より適切であると判断した方法を採用することは可能です。また、解説書の一部だけを参照しても構いません。
- ✓ 解説書は必要に応じて改定されることがありますので、最新のものをダウンロードする等してご活用ください。

## 環境報告の背景情報

### 1. 持続可能な社会とは何か

- ✓ 環境報告ガイドライン 2018年版は、今回のガイドライン改定に際して、「国連 SDGs<sup>1</sup>やパリ協定<sup>2</sup>等持続可能な社会への移行を促進する国際的枠組みが確立されて、持続的発展が人類共通の目標として国際的に認知され始めたこと」を改定理由のひとつに挙げています。持続可能な社会の構築は、我が国の環境基本法および環境基本計画の基本的な理念にもなっていますが、この持続可能な社会とはどんな社会なのでしょうか。

図表 1 持続可能な社会への移行



- ✓ 持続可能な社会を理解する上でもっとも大事なものは持続的発展です。これは「持続可能な開発 (sustainable development)」とも呼ばれ、1987年に国連の「環境と開発に関する世界委員会 (委員長の名前から「ブルントラント委員会」とも呼ばれる)」が公表した報告書「我々の共通の未来 (Our Common Future)」の中で明確に定義づけられた考え方です。
- ✓ 持続的発展という考え方は、人口増加や貧困撲滅に経済成長が不可欠な状況において、それによる環境破壊や資源消費を回避しながら、今後も人類が地球生態系で生き続けられるにはどうすればよいか、という深刻な問題への回答として提示されています。そこでは、環境保全と経済成長をトレードオフとして捉えずに、両者のバランスをとりながら人類が存在できる方向性があることを示しているのです。
- ✓ ブルントラント委員会報告書によれば、持続的発展 (持続可能な開発) は、「将来世代の欲求充足能力を損うことなしに、現世代が欲求を充足できる発展 (開発)」であるとされ、将来世代と我々との間に世代間公平の確立を求めています。つまり、将来にわたって、有限な資源を過剰消費せず、破滅的な環境破壊を避けながら、現世代が経済発展できる道を進むようにと提言しているのです。
- ✓ 例えば、農産物や海洋資源等の再生能力のある生物資源については、その再生能力の範囲で収穫・消費し、

<sup>1</sup> [http://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030agenda/](http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/)

<sup>2</sup> [http://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop21\\_paris/paris\\_conv-a.pdf](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop21_paris/paris_conv-a.pdf)

資源枯渇に結び付くような採り過ぎを防止することが肝要です。また、鉱物資源・化石燃料のような再生能力がない天然資源については、再生可能な別の資源・エネルギーへ移行しなければなりません。当然のことながら、将来世代が無限に続くとするれば、我々は再生能力のない有限資源・エネルギーへの依存から完全に脱却しなければならず、循環経済を基調とする社会システムへの転換が不可欠なのです。

- ✓ もちろん、気候変動のように、地球生態系の存続を危険にさらすような環境事象は断固として回避しなければなりません。そうならない範囲での資源・エネルギーの利用が持続的発展の目指す方向性です。
- ✓ 2015年9月の国連総会において、2030年までの持続的発展の指針として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中に含まれる「持続可能な開発目標（SDGs）」が広く世の中に知られるようになりました。SDGsには17の目標と169のターゲットがあり、国連総会で採択されたことによって、現在ではそれらの達成が人類共通の目標になっています。つまり、国連SDGsの目標・ターゲットを達成することが持続的発展なのです。
- ✓ 環境報告は環境マネジメントの状況を伝達する企業報告手段ですが、今後の環境マネジメントは事業者が長期間にわたって持続可能な社会に適応するプロセスで実践されることとなります。そのために、持続可能な社会がどんな社会なのかを知ることは、事業者の環境マネジメントと環境報告のあり方を考える上で、きわめて重要な前提条件になっています。

## 2. 持続可能な社会への移行と事業活動への影響

- ✓ 持続可能な社会への移行は事業者の事業環境に大きな変化をもたらします。化石燃料や有限な天然資源に依存する事業は、そこからの脱却を求められることが短・中・長期的なリスク要因となり、逆に再生可能エネルギーや循環経済に関連する事業に競争力を有する事業者の場合はビジネスチャンスを得る可能性が高くなります。さらに、事業者が将来にわたって成長を続けようとするれば、持続可能な社会への移行に適応しなければならず、持続可能な社会に適合的なビジネスモデルへの転換が必要になります。
- ✓ 気候変動を例にして、持続可能な社会への移行が事業環境にもたらす変化を考えてみましょう。
- ✓ 気候変動に関する国際的な行動目標に国連 IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の 2°Cシナリオがあります。これは、気候変動の深刻な影響を回避するために、平均気温の上昇を産業革命前の水準から 2°C未満に抑えるという考え方です。この 2°Cシナリオを達成できるように CO<sub>2</sub>排出を抑制すると、CCS 技術<sup>3</sup>が大規模に普及しない限り、化石燃料は採掘しても大半が燃やせないと指摘されています<sup>4</sup>。
- ✓ 化石燃料が燃焼できなくなると、化石燃料を動力源とする交通手段や製造設備は利用できなくなり、火力発電所も稼働できません。その結果、こうしたサービスを利用する事業者は、代替的なサービスへの変更を余儀なくされ、製造設備等の取替・更新が必要になります。また、その対応には多大なコストがかかるため、企業業績に大きな影響を与える可能性があります。さらに、それらのサービスを提供する事業者、その関連物品・設備等を製造する事業者、そうした事業者のサプライチェーンに位置する別の事業者等、化石燃料を消費できない影響はほとんど全産業に及びます。
- ✓ 化石燃料は、その所有国や各国のエネルギー政策、経済成長とも深く関わっています。CO<sub>2</sub>排出量の削減は世界各国・地域の自主的な政策的対応で決定されますが、最終的にパリ協定等の国際的取り決めの履行状況がその実効性を左右するため、2°Cシナリオの達成プロセスは複雑になっています。
- ✓ このように、長期間にわたる 2°Cシナリオの達成プロセスが不確実であることは、事業者が、いつ、どの程度のリスクに、どのように対処すればいいのかをきわめて不透明なものにしてしまうおそれがあります。その結果、気候変動への対応にも高度な経営判断が求められることになり、その判断如何によっては、各国家・地域の産業競争力や事業者の市場におけるポジションに大きな影響を与えることになります。
- ✓ 気候変動だけでなく、持続可能な社会が国連 SDGs の目指す社会であるとするれば、その目標・ターゲットを達成するプロセスは社会システムに抜本的な変化をもたらす、それが事業環境を大きく変えてしまいます。
- ✓ この状況は環境報告のあり方も変えます。持続可能な社会への移行プロセスにおける事業者の環境マネジメントは、従来のような事業者の自社グループの環境負荷を対象とするだけでは十分でなく、経営戦略と一体

---

<sup>3</sup> 化石燃料の燃焼から発生した CO<sub>2</sub> を大気中に放出される前に分離・回収し、地中深くに閉じ込めて長期間にわたり安定的に貯留する技術のこと。

<sup>4</sup> IEA (2012), World Energy Outlook 2012 (executive summary), OECD/International Energy Agency.

化し、対象範囲をバリューチェーンへ広げ、短・中・長期の全てにわたる時間軸を考慮することが求められるため、環境報告の対象は拡大することになります。また、報告の形態としては、持続可能な社会での行動成果を開示するのに優れた ESG 情報の報告が基調となり、環境報告はその中で行われると考えられます。

- ✓ さらに、従来の環境マネジメント関連情報から拡張して、持続可能な社会への適応能力をモニタリングするための経営・組織体制に関わる情報（例えば、ガバナンス、リスクマネジメント、バリューチェーンマネジメント、ビジネスモデル、長期ビジョン、戦略等）が求められるようになるのです。
- ✓ 今回のガイドライン改定は、そのような状況の到来を前提に立案されています。

## 環境報告の考え方

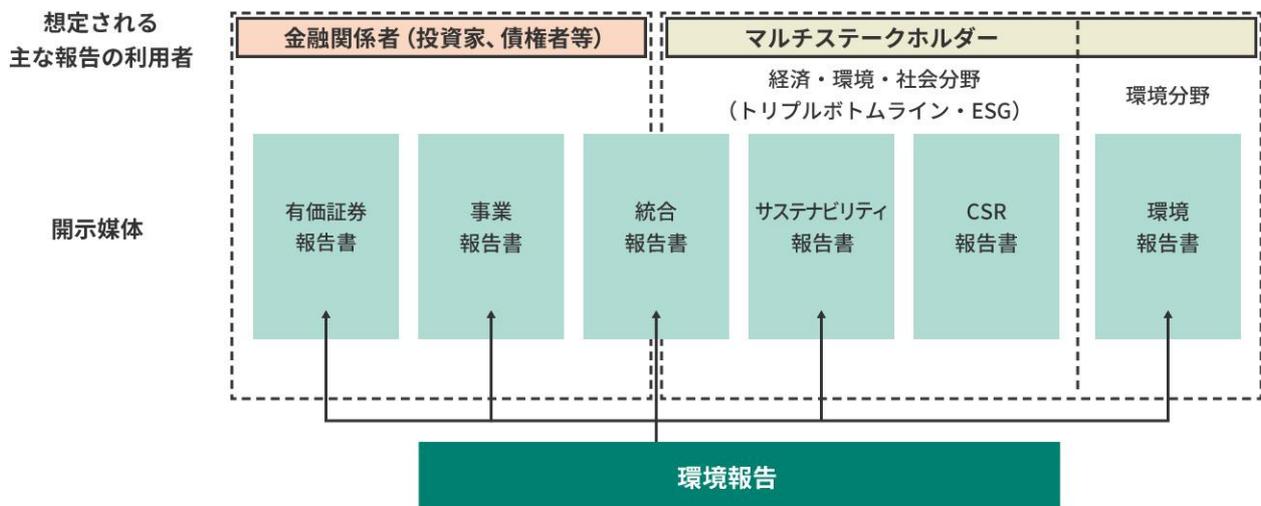
### 1. 環境報告とは何か

- ✓ 環境報告は、事業者が、事業活動による直接的・間接的な環境への重大な影響について、ステークホルダーに報告する行為です。重大な影響には良い影響も悪い影響も含まれますが、それらを事業者が環境マネジメントによってどのように適切にコントロールし、その結果として持続可能な社会の実現にどう貢献しているのかをステークホルダーに伝えることが役割です。
- ✓ ステークホルダーは、環境報告を利用する可能性がある個人またはグループですが、株主、従業員、地域コミュニティ、サプライヤー、消費者、行政、NGO、投資家、金融機関等、事業者と何らかの利害関係を有する人々によって構成されています。そうした利害関係は、ステークホルダーと事業者の片務的（一方通行の）または双務的（双方向の）な影響によって生み出されており、その関係の強さはステークホルダーごとに異なるのが一般的です。
- ✓ ステークホルダーの範囲はきわめて広く、場合によっては社会全体、さらには地球環境にまで拡大されることがあります。そのため、事業者は読者が社会全体に及んでいることを念頭に置いて環境報告を作成する必要があります。特定のステークホルダーを想定して報告内容を決めるタイプの環境報告では、想定する範囲の決め方が適切でないと、声なきステークホルダーの情報ニーズを見逃してしまう可能性があります。
- ✓ この環境報告を実施することにより、事業者は、人類全体の共有財である自然資源を利用して事業を行う者として必要な説明責任を果たし、また、ステークホルダーの判断に影響を与える有用な情報を提供するとともに、社会と事業者の間の環境コミュニケーションを促進することができます。

## 2. 環境報告の開示媒体

- ✓ 環境報告が開示される媒体には、環境報告書以外に、サステナビリティ報告書、CSR 報告書等の任意で作成する非財務報告書があり、制度的に作成が義務付けられる有価証券報告書、事業報告書、我が国では任意開示であるアニュアルレポート等の財務報告書にも、環境報告が含まれる場合があります。また、基本的には財務報告書に分類される統合報告書も環境報告の開示媒体です。
- ✓ 環境報告ガイドライン（2007年版までは「環境報告書ガイドライン」）は、伝統的に、環境報告書を、「名称や報告を発信する媒体を問わず、企業等の事業者が環境配慮等の状況を定期的に公表するもの」として、位置付けてきました。つまり、環境報告の開示媒体は、サステナビリティ報告書や CSR 報告書も含めて、全て環境報告書であるとの立場をとってきたのです。
- ✓ しかし、現在では有価証券報告書、アニュアルレポート、統合報告書等の財務報告媒体でも環境報告が行われる事例が増えており、それらの報告書を環境報告書と呼ぶのは無理があることも事実です。
- ✓ そこで、環境報告ガイドライン 2018年版では、伝統的な考え方から離れて、特に「環境報告書」という開示媒体を定義付けることなく、環境報告という報告行為について指針を提供する立場をとっています。名称や開示内容の如何を問わず、環境報告が実施されている報告書であれば、全て環境報告の開示媒体であり、いずれも環境報告ガイドラインの適用対象になりますが、それらの報告書を環境報告書としては位置付けていないのです。
- ✓ どのような名称や開示内容の報告書であっても、環境報告が含まれる場合には、それらの報告書の基礎情報、ガバナンス、戦略等の組織・経営体制情報、重要な環境課題に関する情報に対して、環境報告ガイドラインが作成指針を提供しています。

図表 2 想定される利用者別の環境報告の開示媒体



### 【環境報告書】

- ✓ 基本的に環境報告だけで構成される任意の開示媒体です。これによって、事業者は環境への取組に対する説明責任を果たし、ステークホルダーとのコミュニケーションを促進して、社会からの信頼を得ることができます。また、環境報告書の作成によって環境への取組が情報として可視化されるため、事業者はその現状を確認して自主的な改善に役立てることができます。

### 【サステナビリティ報告書（またはサステナビリティレポート）】

- ✓ 環境報告書と同様に任意で作成する開示媒体ですが、単に環境情報だけでなく、社会分野、経済分野の情報までカバーする点が環境報告書と異なっています。この持続性報告（sustainability reporting）の情報特性はトリプルボトムライン（「3つの企業行動成果」という意味）とも呼ばれており、持続可能な社会の実現に向けた事業者の取組を環境、社会、経済の3分野で総合的に報告するものです。作成指針としてはGRI（Global Reporting Initiative）<sup>5</sup>の策定・公表するGRIスタンダードがあります。なお、持続性報告における経済分野の情報は、財務諸表のような事業者が制度的に開示する財務情報とは異なり、社会やステークホルダーとの経済的関係・諸影響が中心になる点で、きわめて社会性の強いものになっています。

### 【CSR報告書（またはCSRレポート）】

- ✓ 「企業の社会的責任」に関する事業者の取組や成果が記載された報告書です。現代社会では、「企業の社会的責任」の中身は、主として持続可能な社会の実現に向けた取組の遂行になるため、報告書の内容もほぼサステナビリティ報告書と同様になっています。当然、その中には環境報告も含まれています。

### 【財務報告書】

- ✓ 金融商品取引法で上場会社等に作成が義務付けられる有価証券報告書や会社法で会社に作成が義務付けられる会計書類等<sup>6</sup>（事業報告書）がこれに該当します。海外企業の作成するアニュアルレポートは、基本的に、有価証券報告書や会社法の会計書類等と同じで、制度的に作成を義務付けられる報告書ですが、日本の事業者が作成するアニュアルレポートは制度的な規制を受けていないので任意の財務報告書です。
- ✓ 制度的であれ、任意であれ、財務報告書の内容は、財務諸表を中心とする財務情報と関連する非財務情報から構成されています。環境報告の記載事項である重要な環境課題が事業者の経営成績や財政状態に重大な影響を与える場合、非財務情報区分にその情報を開示しなければならないので、財務報告書でも環境報告が行われるケースがあります。

---

<sup>5</sup> オランダ・アムステルダムに本部を置く国際的NPOで、サステナビリティ報告の作成基準を策定しています。

<sup>6</sup> この中には複数の会計書類が含まれており、それらを総称して「事業報告書」と呼ぶ場合があります。しかし、「事業報告書」は会社法上の用語ではありません。

## 【統合報告書】

- ✓ 事業者等の組織が、短・中・長期にわたり、様々な経営資源（諸資本）を利用して、どのように価値創造するかを、主に財務資本の提供者に向けて説明する報告書です。その意味では、財務報告書の一種であると考えられます。国際的な作成ガイドラインとしては、国際統合報告評議会（IIRC<sup>7</sup>）が策定した「国際統合報告フレームワーク（The International <IR> Framework）」が知られており、日本では、2017年に経済産業省が「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス－ESG・非財務情報と無形資産投資－（価値協創ガイダンス）」を公表しています。
- ✓ 組織のダイナミックな価値創造は、財務資本と非財務資本<sup>8</sup>を事業活動に投入して行われるので、統合報告書では、それら資本の組合せ、相互関連性および相互関係の全体像を示すことが求められ、自然資本等に関連する情報として環境報告が含まれることとなります。

---

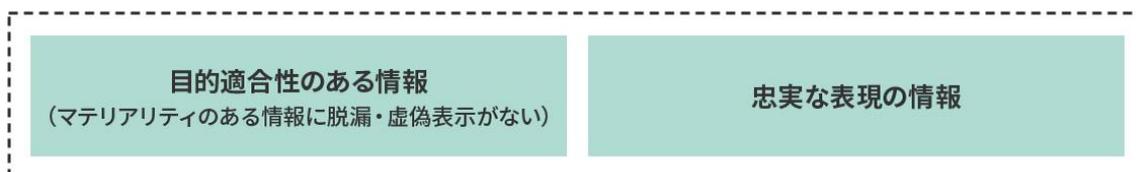
<sup>7</sup> International Integrated Reporting Council.

<sup>8</sup> 製造資本、知的資本、人的資本、社会・関係資本、自然資本が含まれています。

### 3. 環境報告の情報特性<sup>9</sup>

- ✓ 環境報告で開示する情報は、少なくとも2つの基本的な特性を備えていなければなりません。それが高品質な環境報告を行うための前提条件です。
- ✓ 基本的な特性の1つは、環境報告の開示情報は「目的適合性のある情報」でなければならないこと、そして、もう1つは、その情報が、事業者の事業活動が直接的・間接的に環境へ与える重大な影響を、「忠実に表現する情報」であることです。

図表 3 環境報告に不可欠な情報特性



#### (1) 目的適合性のある情報

- ✓ 環境報告で開示する情報は、「利用者の意思決定に影響を与える可能性がある情報」でなければなりません。これを「目的適合性のある (relevant) 情報」と呼んでいます。必ずしも、「目的適合性のある情報」が全て環境報告で開示される必要はありませんが、開示した情報は必ず「目的適合性のある情報」でなければなりません。
- ✓ 環境報告の利用者は、それぞれの目的を達成するために、環境報告で開示する情報に基づいて何らかの意思決定を行うことがあります。この場合、利用者がそれを知っているか否かで意思決定に違いがでると考えられる情報は、「利用者の意思決定に影響を与える可能性がある情報」であり、「目的適合性のある情報」になります。例えば、環境報告ガイドライン 2018 年版が環境報告の記載事項に指定している 10 項目の情報は、いずれも利用者が事業者の事業活動が直接的・間接的に環境へ与える重大な影響を理解する上で不可欠な情報なので、一般的には「目的適合性のある情報」になると考えられます。

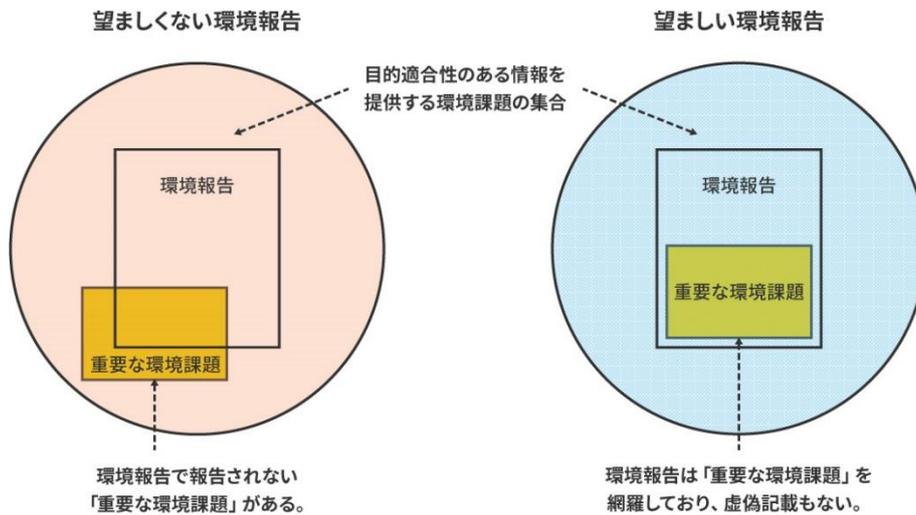
#### 【マテリアリティのある情報】

- ✓ また、「目的適合性のある情報」を開示する上で、注意しなければならないことがあります。それは、「目的適合性のある情報」の中でも、「利用者の意思決定に影響を与える情報」は必ず開示しなければならないということです。この「利用者の意思決定に影響を与える情報」のことを「マテリアリティ (重要性) のある情報」と呼んでいます。環境報告では「マテリアリティのある情報」を必ず網羅しなければならないのです。

<sup>9</sup> 環境報告の情報特性を整理する上では、これまで、財務報告における考え方を参考にしてきました。環境報告ガイドライン 2018 年版では、2018 年 3 月に IFRS 財団が公表した「財務報告に関する概念フレームワーク (Conceptual Framework for Financial Reporting)」を参考にしています。

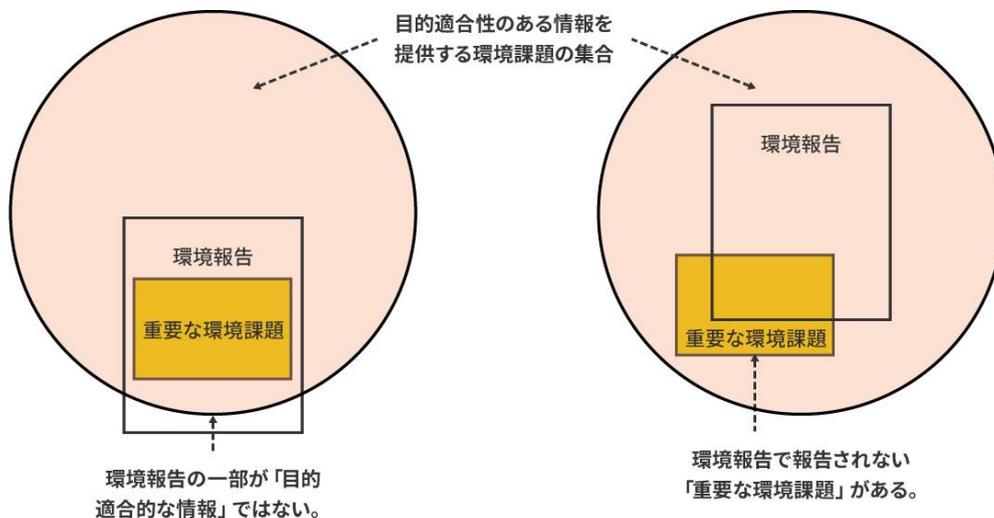
- ✓ 「目的適合性のある情報」と「マテリアリティのある情報」の違いは、前者が利用者の意思決定に影響を与える可能性がある情報であるのに対して、後者は利用者の意思決定に必ず影響を与えてしまう情報であるところにあります。つまり、「マテリアリティのある情報」は、環境報告の利用者がそれを知っているか否かで意思決定の中身が変わるのです。

図表 4 望ましい環境報告と望ましくない環境報告の情報特性



- ✓ 例えば、エネルギー産業のように気候変動リスクが相対的に高い事業を営む事業者の場合、気候変動情報は全ての環境報告利用者にとって「目的適合性のある情報」になりますが、年金基金のように比較的長期にわたって投資しようとする機関投資家にとっては「マテリアリティのある情報」になると考えられます。
- ✓ もっと簡単な例で考えてみましょう。スーパーで売っている食料品の成分表示は、ほとんどの消費者にとって「目的適合的な情報」ですが、食品アレルギーのある消費者にとっては、それを食べることで生命に関わる事態が発生する場合もあるので、「マテリアリティのある情報」になります。

図表 5 望ましくない環境報告：その他の事例



- ✓ こうして見てくると、環境報告に開示する情報の範囲は、「目的適合性のある情報」の範囲よりは狭く、「マテリアリティのある情報」の範囲以上であることがわかります。それらの関係は下式のようになります。

マテリアリティのある情報 ≤ 環境報告の開示情報 < 目的適合性のある情報

- ✓ ただし、個々のステークホルダーにとって「マテリアリティのある情報」であっても、それが必ずしもステークホルダー全体にとって「マテリアリティのある情報」になるとは限りません。そのため、事業者が環境報告を行う場合は、重要な環境課題への取組状況をステークホルダー全体に理解させる上で不可欠な情報の範囲を十分に勘案して、「マテリアリティのある情報」を特定することになります。
- ✓ 環境報告ガイドライン 2018 年版が環境報告の記載事項に指定する「10. 事業者の重要な環境課題」は「マテリアリティのある情報」に該当します。これは、事業者が自らの判断に基づいて特定した重要な環境課題であり、その判断基準が「マテリアリティ」の有無にあるからです。そのため、環境報告に記載する重要な環境課題として特定されたのであれば、それらは必然的に全て「マテリアリティのある情報」になります。
- ✓ しかし、「マテリアリティのある情報」が漏れなく環境報告に記載されるためには、事業者のマテリアリティ判断が適切でなければなりません。これが適切でないと、環境報告に記載すべき「マテリアリティのある情報」が全て特定されず、「望ましくない環境報告」が作成されることとなります（第 2 章 9. 「重要な環境課題の特定方法」参照）。
- ✓ また、「マテリアリティのある情報」が網羅的に開示されたとしても、その内容が間違っていて書かれていれば、やはり「望ましくない環境報告」ができあがってしまいます。「マテリアリティのある情報」は、1) 全てが網羅的に記載されていること（脱漏（omission）がないこと）、2) 内容が間違っていないこと（虚偽記載（misstatement）がないこと）の 2 点が、「望ましい環境報告」を行う上での前提条件です。

## (2) 忠実に表現する情報

- ✓ 環境報告は、報告対象となる「事象（事業活動が直接的・間接的に環境へ与える重大な影響）」を文章、指標、図・表・グラフ等の情報に加工して利用者に伝える手段であり、利用者がこれらの情報から元の「事象」を正しく理解できるようにしなければなりません。
- ✓ そのために、環境報告で開示する情報には、元の「事象」を正しく伝えられるような特性が必要です。この特性を備えた情報を「忠実に表現する情報」といいます。
- ✓ 開示情報が「忠実に表現する情報」であるためには、その情報に完全性、中立性、無誤謬性の3要件が備わっていなければなりません。つまり、それら3要件を具備する情報は「忠実に表現する情報」になるということです。3要件の充足は特定の情報が「忠実に表現する情報」かどうかを判断する基準なのです。

### 【完全性】

- ✓ 完全性とは、環境報告の開示情報が「忠実に表現する情報」となるために不可欠な情報要素が、全て網羅されている状態を意味しています。
- ✓ 例えば、大きな企業集団を国際的に展開する事業者の実態を伝えるためには、その事業者の企業集団全体の環境報告を集行的に行うだけでなく、地域別・事業別のセグメント情報が必要になる場合があります。
- ✓ また、環境パフォーマンス指標等の算定において、複数の算定方法や係数の適用が可能な状況では、算定した指標だけを開示すると、利用者はその指標から元の「事象」を特定することができないので、採用した算定方法や係数についても説明する必要があります。さらに、個々の指標の集計範囲が環境報告全体の対象範囲と異なる場合は、その指標の集計範囲や捕捉率についても開示が求められます。

### 【中立性】

- ✓ 中立性のある情報とは、偏りのない情報です。「マテリアリティのある情報」は、それが事業者にとって良い情報でも悪い情報でも、意図的に選別することなく、同じ様に開示しなければ、偏りのない情報にはなりません。また、情報を強調したり、歪めたり、意図的に改変することで、利用者の印象を変えないようにする配慮も重要です。

### 【無誤謬性】

- ✓ 無誤謬性（free from error）とは、環境報告の対象となる「事象」を表現する情報に誤りや漏れがないように、情報の作成プロセスを適切に選択し、それを誤りなく定められた手順で適用することを求める要件です。
- ✓ 「忠実に表現する情報」は必ずしも「事象」の正確な情報であることを意味しているわけではありません。なぜなら、環境パフォーマンス指標等の中には、実測するにはコストがかかり過ぎる等の理由により、一定

の算定方法を適用して推計しなければならないものがあり、その場合、算定結果が環境パフォーマンス等を正確に表現しているか否かは判断が困難だからです。

- ✓ 例えば、CO<sub>2</sub>排出量は、一般的に化石燃料の使用量に一定の排出係数を乗じて算出するため、算定された CO<sub>2</sub> 排出量は近似値に過ぎません。
- ✓ しかし、適切な算定方法が選択され、それが定められた手順通りに適用されているならば、その算定結果と算定方法を開示することによって、「忠実に表現する情報」にすることができます。

### (3) 環境報告の品質を高める補足的な情報特性

- ✓ 「目的適合性のある情報」「忠実に表現する情報」以外に、環境報告の開示情報に備わっていることが望まれる補足的な特性がいくつかあります。それは「比較可能な情報」「検証可能な情報」「タイムリーな情報」「理解しやすい情報」等の特性です。これらはあくまでも補足的な特性なので、必ずしも必要ではありませんが、それらが備わっていたら環境報告の品質をさらに高めることができるというものです。

図表 6 環境報告の有用性を高める補足的な情報特性



- ✓ これに反して、「目的適合性のある情報」、「忠実に表現する情報」は、いずれも環境報告に不可欠な特性なので、必ず備わるようにしなければなりません。

#### 【比較可能な情報】

- ✓ 利用者に開示情報の意味を理解させる上で「比較」は重要な手段です。環境マネジメントの成果や実績は単年度で見るとより、経年的な推移を見たり、事業特性や業態の類似した他の事業者と比較することで、より一層理解が容易になるからです。また、新たに何の取組も行わない状態をベースラインとして、これとの比較で取組等の進捗度を伝える工夫も役に立つ場合があります。
- ✓ 比較を容易にするためには、比較の基礎となる情報（基準値）が必要です。そうした基準値として、経年比較では過去の一定期間にわたる取組の実績値、また、事業者間比較ではガイドラインや業界で一般的に使われている基準指標等の採用が有効です。また、目標と実績によって取組の進捗度を管理している場合は、中・長期的目標の併記も望まれます。
- ✓ 数値データを経年的に比較するためには、算定方法や算定範囲等が環境報告の各期間にわたって一貫していなければなりません。それゆえ、算定方法、算定範囲、係数等を変更した場合は、その旨、理由、変更による影響について記載することが必要です。
- ✓ 環境報告の開示情報で事業者間比較を適切に行うには、指標等の数値が算定される前提条件等の正しい理解が必要となります。各事業者の環境報告は必ずしも対象組織の範囲が同一ではなく、事業活動の諸条件が異なる等、数値そのものが完全に比較可能な状態にはない場合が多いからです。環境報告では、指標等の事業者間比較が行われることにも配慮して、そのような算定条件の違いが利用者に伝わるように補足情報等を記載することが望まれます。

#### 【検証可能な情報】

- ✓ 環境報告の開示情報が対象となる「事象」を忠実に表現しているかどうかを客観的に検証できない場合は、利用者が環境報告を信頼できなくなるリスクが高まり、環境報告の有用性は著しく低下します。それを防ぐためには、環境報告の記載事項について、前提条件、集計範囲、算定方法、原データ等の作成プロセスに関する情報を開示し、前提条件からの論理的な推論や再計算等によって、作成結果の妥当性を検証できるようにすることが必要です。

#### 【タイムリーな情報】

- ✓ 利用者の意思決定に役立つ情報は、適時に開示することが望まれます。例えば、環境報告の報告対象期間後に発生した出来事が「マテリアリティのある情報」である場合、当該環境報告に含めて開示する、またはウェブ等で適宜開示することは望ましい工夫です。
- ✓ なお、環境負荷等の状況について経年変化を観察する利用者のために、すでに開示した「マテリアリティのある情報」を、その後の期間も繰り返して開示することが有用な場合もあります。

#### 【理解しやすい情報】

- ✓ 環境報告は、広範囲な種類の情報を提供するので、特別な専門知識のない利用者でも理解しやすくなるように、それらの情報を適切に分類したり、区分表示したりして、簡潔かつ明瞭に伝える工夫が求められます。環境報告の対象範囲が地域的・業種的に広い場合には、地域セグメント情報や事業セグメント情報等の提供も利用者の理解を助ける有用な方法の1つです。
- ✓ また、環境マネジメントにおける様々な取組状況を戦略や財務数値と関連付けて説明したり、中・長期的な目標と関連付けたりして将来見通しを提供することも、環境報告を理解しやすくする方法です。
- ✓ 環境マネジメントの取組に関連する目標や実績を評価する上で、数値情報は利用者の理解を助け、文章による記述情報の信頼性を高める効果があるため、環境報告では、できる限り数値情報を活用することが望まれます。なお、関係比率や指数等の加工した数値情報を開示する場合は、基礎となる実数値の併記が必要です。
- ✓ わかりやすい環境報告を行う上で、簡潔で平易な文章や文体の使用、グラフや写真等による説明の視覚化、難解な用語や専門的な数値に関する解説または用語集の開示は、きわめて有効な方法になります。しかし、それ以外にも、事業者の創意によって、ストーリー性のある報告等、環境報告の理解しやすさを高める方法を工夫することが望まれます。